

令和 8 年度養育支援ヘルパー派遣業務受託事業のお願い

横浜市児童相談所が実施している、養育支援ヘルパー派遣業務について受託事業所が年々減っており、調整が難航することや、本来支援上必要な派遣回数を充足できないケースも増えてきています。

この課題を解消するため、一つでも多くの事業所に業務受託をしていただき、支援が必要な家族や子ども達の地域生活を支えるため、令和 8 年度から公募事業所の要件に、“総合支援法で規定する障害福祉サービス事業所の指定を受けていること”を追加する予定です。

本事業の令和 8 年度の公募は 1 月頃にホームページにアップ予定です。

ぜひ多くの事業所にご協力頂きたいと考えておりますのでご検討ください。

要件拡大

○令和 8 年度から

“総合支援法で規定する障害福祉サービス事業所の指定を受けていること”

を追加します！！

事業概要

(養育支援ヘルパー派遣委託要領より抜粋)

(サービス実施日時等)

サービスの実施日時等については、次のとおりとする。

- (1) サービスを行う日は、月曜日から金曜日とする。なお、閉庁日は除く。
- (2) 時間は、午前 8 時から午後 7 時までとする。
- (3) 単位は、1 回のサービスにつき 2 時間以内とし、1 日 2 回を限度とする。
- (4) 日数は、児童相談所長が認める範囲とする。
- (5) 実施場所は、原則対象者の自宅とするが、実施内容によっては自宅外の実施も可とする。ただし市外への派遣は行わない。サービス実施中の移動に係るヘルパーの交通費等は保護者負担とする。
- (6) 派遣人数は、原則 1 人とする。
- (7) 上記に掲げる以外のサービスの実施については、事業者と協議のうえ決定する。

(委託料)

サービスの実施に関する委託料は、別表第 2 に定める金額とする。

2 第 7 条第 2 項の連絡が当該派遣日の前日の午後 5 時までに事業者になかった場合に、事業者を支払う額は別表第 3 に定める金額とする。なお、当該派遣日の前日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日を前日とみなす。

3 事業者が第 2 条第 2 号に定める検討会議に出席した場合に支払う委託料は、別表第 4 に定める金額とする。

(支援内容)

区 分	援助の内容
1 家事に関する援助	ア 食事の準備及び後片づけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
2 養育に関する援助	ア 授乳・食事 イ おむつ交換・排泄 ウ 衣類の着脱 エ 入浴（沐浴） オ 保育園等の送迎 カ 養育状況の確認 キ その他必要な養育援助

(1 派遣当たりの委託料)

要領に定める金額	
1 回当たり	6, 0 8 0 円

(キャンセル料)

要領に定める金額	
派遣前日の午後 5 時から当日訪問出発前までに事業者 に連絡があった場合 1 回当たり	8 4 0 円
当日訪問出発前までに事業者 に連絡がなく、事業所を出てしまったが訪問しなかった場合 1 回当たり	1, 6 9 0 円



【問い合わせ】

横浜市こども青少年局 中央児童相談所
 支援課 家庭支援担当係長 高橋
 T E L : 045-260-6551